

災害対策本部設営要領

中央の森貳番街自主防災会役員は、震度5以上の大地震が発生し、非常事態であることが明白な場合に次の行動をとる。

■自身と家族の安否確認

自身と家族の安否、住居の状況等を確認する。安否表示カードを自宅ドアに表示する。

■防災トランシーバーによる連絡

防災トランシーバー（デジタル、アナログ）で、「統括班」の役員及び自身が所属する「班」の役員同士で連絡を取り合う。

■集合

役員全員は、状況確認と今後の対応を協議するために、円形広場または集会所（洋室）に集合する。

■服装

役員用「防災ベスト」と「ヘルメット」を着用する。夜間で停電の場合は懐中電灯を携帯する。

■状況判断と指揮

自主防災会役員による意見交換により、「災害対策本部の設営が必要」との結論になった場合は、その時点で「統括班」が指揮を執り、予め定めた順番で災害対策本部長を選任する。

■災害対策本部の設営

円形広場（または集会所洋室）に災害対策本部を設営する。

■安否確認作業

災害ボランティアと協力して居住者の安否確認を行う。

■広報

その時点で判明している状況をハンドマイクで居住者に広報する。

以 上

作成年月日： 2017年4月9日